

処分業(中間処理)の許可申請に必要な書類

1. (特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書 (第1面から第3面)
事業範囲変更許可申請の場合には(特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書
2. 事業計画の概要書 (処分業) 【別紙11】
3. 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 《(特別管理)産業廃棄物の処分業に関する講習修了証の写し》 (修了日より5年経過していない修了証)
4. 事務所及び事業場の付近見取図
5. 事業開始に要する資金及び調達方法 【別紙7】
6. 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署発行の納税証明書 その1 [発行日より3ヶ月以内])及び確定申告書の写し(別表1、別表4)
7. 個人の場合は、資産に関する調書 【別紙8】
8. 個人の場合は、直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署発行の納税証明書 その1 [発行日より3ヶ月以内])及び確定申告書の写し(第1表、第2表)
9. 法人の場合は、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) [発行日より3ヶ月以内]
10. 個人の場合は、住民票(本籍の記載があるもの)、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 [発行日より3ヶ月以内]
11. 法人の場合は、役員全員の住民票(本籍の記載があるもの)、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 [発行日より3ヶ月以内]
12. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者、全員の住民票(本籍の記載があるもの)、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 [発行日より3ヶ月以内] (株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)

13. 申請者に**政令で定める使用人**がある場合は、**使用人の住民票(本籍の記載があるもの)**、並びに**成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書** [発行日より3ヶ月以内]
14. 申請者が**未成年者**の場合は、**法定代理人の住民票(本籍の記載があるもの)**、並びに**成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書** [発行日より3ヶ月以内]
15. 誓約書 【 別紙 9 】
16. 施設の概要 【 別紙 12 】
17. 最終処分場 【 別紙 13 】
18. 処分業務の具体的な計画 【 別紙 14 】
添付書類 : ①施設の構造を明らかにする**平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等**
②施設の**土地・建物の登記事項証明書及び地籍図(公図)等**[発行日より3ヶ月以内]
③上記 (①、②) 所有者が申請者と異なる場合は、使用の権限を有することを称する書類等
19. 環境保全措置 【 別紙15 】
20. 処分後の処理方法 【 別紙16 】
添付書類 : 中間処理後の残渣(産業廃棄物)を他人に委託する場合は、**委託先(処分業者)の許可証の写し等**
21. 分析設備の概要等 【 別紙17 】(特別管理産業廃棄物のみ)
添付書類 : 分析設備配置図、及び分析機器のパンフレット等
22. 産業廃棄物処理施設の許可証の写し [政令第7条で定める施設の場合]
23. 他法令関係に基づく許可証又は受理書の写し [対象施設の場合]
(例 : 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、消防法、下水道法等)
24. 許可更新及び事業範囲変更許可申請の場合は、**産業廃棄物/特別管理産業廃棄物処分業許可証(現行の許可証)の写し**
25. その他市長が必要と認める書類

以上 正本 1部、副本 1部